

令和6年度市民参加実施状況に対する総合的評価（答申）への対応について

1 市民の意見の反映について

(1) 提言内容
<p>市民参加の結果、市民から得た意見の取り扱いについては、審議会などで検討している事業がある一方で、その取り扱いが不明確な事業がありました。</p> <p>寄せられた意見の取り扱いを広く公表し、政策への反映結果を公表することは、意見を寄せた市民に対する責任だけでなく、市政の透明性につながることから重要な取り組みです。</p> <p>このことから、計画の策定や事業の実施などにおいては、市民参加で得た意見の取り扱いがわかるように表記などを工夫することとしてください。</p>
(2) 提言への対応（予定を含む）
<ul style="list-style-type: none"> ・計画の策定や事業の実施などにおいて、市民参加で得た意見の取り扱いについて記載する項目を作成するなどし、どのような取り扱いとしたかがわかるような表記の工夫を行います。

2 周知方法の徹底及び工夫について

(1) 提言内容
<p>今年度の事業では、事業の周知について、市公式LINEを活用するなど工夫をしている事業がある一方で、条例等で定める広報しろい、市ホームページ、情報公開コーナー及び図書館等で公表を行っていない事業が見られました。</p> <p>市民参加の周知の徹底と工夫を行うことで、これまで知ることができなかった市民にも情報が届きやすくなり、参加機会が高まります。</p> <p>市民参加の実施に際しては、全ての事業で条例等で定める周知方法の徹底を図るとともに、SNSの活用など新たな工夫、取り組みが市全体で広がるよう研修と情報共有を徹底してください。</p>
(2) 提言への対応（予定を含む）
<ul style="list-style-type: none"> ・全ての事業において、条例で定める市ホームページ、情報公開コーナー、図書館等で周知を行うよう、職員研修等にて周知徹底します。 ・パブリックコメント実施期間中、市ホームページ上にパブリックコメント実施中のバナーを作成するなど、市民がアクセスしやすくなるよう工夫します。 ・市公式LINEやSNSの活用などの取り組みが広がるよう、計画策定等担当者向けの職員研修にて市民参加の好事例の提示や実施方法等に関する情報共有を行います。

3 意見の収集方法の工夫について

(1) 提言内容
<p>今年度の事業では、アンケートの回収率を高めるため、QRコードの掲載やパブリックコメントのWEBフォームを活用するなど、回答をやすくするための工夫を行っている事業がありました。</p> <p>また、パブリックコメントを年末年始など多忙な時期を含んで実施する場合は、通常の期間よりも実施期間を長くするなど工夫することで、市民の意見を広く収集できるのではないかという意見のほか、市ホームページにアクセスのあったものの意見の提言につながらなかった事業については、分析などが必要であるという意見を出したところです。</p> <p>市民参加の実施の際には、市民の意見を広く収集するため、このような工夫や意見を踏まえて取り組むこととしてください。</p>
(2) 提言への対応（予定を含む）
<ul style="list-style-type: none">・QRコードやWEBフォームの活用など、アンケート回収率向上につながる取り組みが広がるよう、計画策定等担当者向けの職員研修にて市民参加の好事例の提示や実施方法等に関する情報共有を行います。・パブリックコメントについては、年末年始などの多忙な時期に実施する場合には、通常の期間よりも実施期間を長くするなど市民の意見を広く収集できるよう工夫します。・市ホームページへのアクセス件数と市民からの意見の提出状況について情報収集、分析を行い、より市民からの意見の提出につながるような周知等の方法について検討します。

4 結果の公表の徹底について

(1) 提言内容
<p>会議録やアンケート結果など市民参加の結果の公表について、条例で定める広報しろい、市ホームページ、情報公開コーナーと市が運用上定めている図書館で公表されておらず、特に図書館については、多くの事業で実施されておりました。</p> <p>また、公表されている場合であっても、公表が半年以上後など、遅い事業がありました。</p> <p>市民参加の結果の公表は、市民が事業の是非を判断するために必要であり、また、より良い判断のためには、的確な情報提供が非常に重要です。</p> <p>結果の公表については、条例で定める公表場所の徹底を図るとともに、会議録については、会議後概ね1か月以内、遅くとも2か月以内に公表するとともに、アンケートについては、まとまり次第速やかに公表することで、多くの市民が閲覧できるようにしてください。</p>
(2) 提言への対応（予定を含む）
<ul style="list-style-type: none">・会議録やアンケート結果などについて、条例で定める公開場所での公開、また、会議録については概ね1か月以内、アンケートについてはまとまり次第速やかに公表するよう計画策定等担当者向けの職員研修にて周知徹底します。